事業番号	05 02 29	事務事業シート (25年度実施事業分)		予算要求 🗆	〕予算案 ■点検	
事業名	重度心身障がい者歯科診療施設運営事業		担	部局	健康福祉部	
争未石				課∙室	医療推進課	
総合	プロジェクト		- - - 課	E-mail	iryo@pref.nagano.lg.jp	
5か年	施策の総合的展開	_{展開} 6-1 健康で長生きできる地域づくり				
	4 医療施策の充実		実施期間		H17 ∼	
to the sile of law rec						

事業の概要

目指す姿

障がいにより一定の姿勢をとることができない、又は静止状態若しくは開口の保持ができない重度心身障がい者の歯科診療には、全 身麻酔下での治療を可能とする機器や開口器・固定器等の姿勢保持を可能とする特殊な機器等を要するとともに、常時複数の医師や 歯科衛生士等によるチーム体制での診療が必要であるため、県が設置を要請した県下4箇所の重度心身障がい者歯科診療施設を維

現状

患者1人当たりの診療に当たり、多数の診療従事者と長時間を要する等、経営的に不採算となっている重度心身障がい者歯科診療施 設を維持していくためにも、運営に要する経費(給与費、材料費等)に対する助成が必要

- ◎重度心身障がい者歯科診療施設(県内4カ所に設置) ·昭和伊南総合病院(伊南行政組合)
 - ·松本歯科大学病院(学校法人松本歯科大学)
 - ·長野赤十字病院(日本赤十字社長野県支部)
 - ·国保浅間総合病院(佐久市)

県が関与 する理由

県でなければ実施不可(その他)

【左記の説明、根拠法令等】

県民との協働による実施: 困難

通常の歯科診療では対応が困難な重度心身障がい者に対する歯科診療体制の確保を図るた めに専門的診療体制を確保するよう知事が要請した施設への補助であるため。

成果目標

成果目標 事業内容

事業内容

○重度心身障がい者歯科診療施設の運営に要する経費に対して助成し、重度心身障がい者歯科診療体制の確保と充実を図る。 要望に対する補助実施件数の割合 3/3件

[補助事業者] 昭和伊南総合病院、松本歯科大学病院、長野赤十字病院 (市立病院である国保浅間総合病院は補助対象 外)

② 事業内容

(単位:千円)

項目	宝坛七汁	実施方法 H25事業実績		H25		H26
「大胆力伝 125事未天順 125事未天順 125事未天順 125事未天順 125事未天順 125事未天順 125事未天順 125事ま天順 125事また 125章また 125章また			(当初)	(決算)	(当初)	
重度心身障がい者歯科診 療施設運営事業	補助金	重度心身障がい者歯科診療施設への運	営費補助	3,836	3,803	2,384
			合計	3,836	3,803	2,384

		区 分(単位:千円)	23年度	24年度	25年度	26年度
		前 年 度 繰 越				
事	予一	当 初 予 算	3,836	3,836	3,836	2,384
	算 – 額 _	補 正 予 算				
業		合 計 (A)	3,836	3,836	3,836	2,384
~		国庫支出金			0	
⊐	Aの	県 債				
_	財源	その他(繰入金)				
ス		一 般 財 源	3,836	3,836	3,836	2,384
۲		決 算 額(B)	3,539	3,159	3,803	
	概算	職員数(人)	0.02	0.02	0.02	0.02
	人件	費 概算人件費(C)	165	165	165	165
	概 算 事 業 費(B(A)+C)		3,704	3,324	3,968	2,549

成果目標の達成状況							
項目	H24末 (実績)		H26				
供日		目標	成果	達成状況	目標		
要望に対する補助 実施件数の割合	3/3件	3/3件	3/3件	達成	3/3件		

目標に対 する成果 の状況

重度心身障がい者の歯科診療は、診療従事者が多数必要となるとともに、患者一人当たりの診療時間も長時間を要する等不採算部門 となっていることから、県の要請により設置した重度心身障がい者歯科診療施設の運営に要する経費(給与費、材料費等)を助成するこ とにより、重度心身障がい者歯科診療体制の確保を図った。

今後の事業の方向性

今後、事

□ 事業を実施しない

■ 事業を見直して実施

□ 事業を現行どおり実施

業をどのよ きたいか。

当該運営費補助は、従来それぞれの重度心身障がい者歯科診療施設の診療日数により助成してきたが、より実態に即した助成とするよ うにしてい う重度心身障がい者一人あたりの歯科診療に係る経費を補助基準額とする見直しを行った上で、引き続き重度心身障がい者歯科診療 |施設の運営に要する経費(給与費、材料費等)を助成することにより、重度心身障がい者歯科診療体制の確保を図っていく。